

え、太陽光発電はパネルによって自然破壊がされ、大型だと山を切り崩す。風力発電は20年から30年後に風力を使われなくなり、事業者が撤退した場合に壊す費用が1基につき1億円かかる。結局そのまま放置される例も聞く。バイオマスは木材の材料の枯渇もある。大規模すぎない自然エネルギーを求めながら、また自然を生かしていく、自然エネルギーを探す方法へと切り替えていくことが必要ではないか。

▼下村賢彦町長

再生可能エネルギーについては、蓄電の技術を確立すれば、不安定さを解消することができるとはいえないかと先進地視察を行い実感した。1つだけ特出して推進するのではなく、環境等への影響も含めてさまざまな分野の再生可能エネルギーについて推進していくことが必要であると考えている。

Q&A 11

問 教員の働き方改革について確認
負担が集中しない対策を講じている

▼山崎悦子議員

土佐町の2024年12月議会、教員が勤務時間内に休憩時間を取れていないということは、嶺北4町村の共通認識、教育長間での共通認識であると土佐町教育長が答弁されたが、本町では話は聞かれているのか。



北村邦彦
教育長

嶺北地域4町村に小学校、中学校、義務教育学校が合わせて6校。休憩時間の取り方については小学校課程の教員は、休憩時間の45分を給食後の20分と終業前の25分に分けて取ることができるよう、労働基準法第34条第2項の定めによる書面協定を締結している。しかしながら給食時間においては児童の対応が必要な場合もあり、終業前の時間でも児童に対応する時

▼山崎悦子議員

これは労働基準法違反であるのか。会議記録には残されているか。

実態調査のアンケートは本町では行われたのか。

▼北村邦彦教育長

労働基準法に違反している認識はない。議事録等に残っていない。嶺北地区の教職員に対するアンケート調査は合同で行われたが、休憩時間に限った質問内容はなかったと記憶している。

▼山崎悦子議員

休憩時間は重要な問題であり、町内の教職員にも聞いていただく機会があれば良いと思う。高知県では職員採用通知を出しても断られる例がたふさんあり、教員の働く姿勢、労働条件は子どもの学ぶ環境であるという話も聞いた。子どもたちの学ぶ環境を整えるためには、教員の働き方改革を進めていくことが大きく影響すると思われるので、本町でも積極的に教員の働き方改革を進めていただきたい。

Q&A 12

問 大豊町未来につながる修学等応援金支給条例の活用について
答 義務教育以降の学びを経て、初めて社会に巣立つまでの子育て支援策である



重森一宗
議員

9月議会で制定された応援金の現在の受給者数は。

▼北村邦彦教育長

申請者は、国公立大学6名、私立大学7名、専門学校

▼北村邦彦教育長

教員の休憩時間の取得も含め、大豊学園では小学校課程から一部教科担任制の導入、また英語数学学習支援員、特別支援教育支援員および教員業務支援員を配置し、教員の働き方改革や負担軽減となる対策を行っている。

また、各学期の始業についても、教員の負担が集中しないように、緩やかな学期スタートに取り組むことで、負担が集中しない対策を講じている。

▼重森一宗議員

応援金支給条例について、高校を卒業し社会人となり、2年以後に大学を目指すことも、この応援金を受けることができない。憲法の国民の平等、職業選択の自由及び教育基本法の生涯

学習・教育の機会均等から見て、大豊町住民の権利を制約するものであり、高校卒業後2年以内の根拠について説明を求める。

また、併せて2年を5年位に延ばすことはできないか。

▼下村賢彦町長

高校卒業後2年以内の根拠は、本町で学び育った子どもたちが大豊を心に刻みながら、将来の夢に向かって安心して学んで欲しいとの思いから、教育段階と制度対象の一貫性の確保、教育機会の公平性と必要性、制度運用の効率性と適正予算の確保、制度の持続性、他制度との整合性、Uターン等を含めた還元効果を期待するなどの理由である。これは、義務教育以降の学びを経て、初めて社会に巣立つていくまでの子育て支援である。

R7.12.5現在

	大杉保育所	豊永保育所
0歳	5	0
1歳	2	1
2歳	4	2
3歳	7	3
4歳	3	1
5歳	5	8
小 計	26	15

	町内園児・児童・生徒数
合 計	157

保育所未入所者数	5
----------	---

	大豊学園
1年生	4
2年生	19
3年生	10
4年生	16
5年生	10
6年生	19
7年生	14
8年生	10
9年生	14
小計	116

大学等修学応援金申請者数	
国公立大学	6
私立大学	7
専門学校	4
高等専門学校	1
合計	18

Q&A 14

問 熊対策について
出沒対応ガイドラインに沿った対応を行う

▼重森一宗議員

全国的に熊の被害が出ている。四国においてもツキノワグマが剣山系に生息し、今年、香美市2件、徳島県2件、本町でも柿の被害と住民が熊を見たという話を聞いた。もし住民が熊と遭遇して、身の危険を感じた場合の対処は。

▼下村賢彦町長

四国におけるツキノワグマは、環境省のレッドリストで絶滅の恐れのある地域個体群とされており、出沒対応ガイドラインに沿った対応になる。

ガイドラインには、集落内で目撃した場合、その個体が不在であるか、まだいるかによって対応が分かれている。個体が不在であ

大な費用をかけて、集約することは地域性から考えると難しい。本町は収益性を確保し、小さな農地を複数農家で共同して集落営農のような小さな農業が必要だと考える。

林業施策は、小規模林家、自伐型林家の育成や町単独の制度として林業機械のリース代補助や、小さな素材生産業者等を支援する仕組みを作っている。また、来年度以降に大豊木材協販所へ、さらに木材を搬出してもらえる取組も検討している。

ば、注意喚起だけになろうかと思われる。集落内に個体が存在し、なおかつ人身被害の危険性がある場合は追い払い、もしくは捕獲になる。これは専門機関や猟友会等になるかと思う。捕獲の中でも、放獣する場合と放獣が不可能な場合があり、その場合収容して動物園等に渡し、そこから放獣する対応が決められている。

